


社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

福祉系高校修学資金貸付

修学生のしおり

令和7年度版



令和7年3月発行 

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（生活支援課）

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

TEL 054(254)5244

1 福祉系高校修学資金貸付に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在学中	修学資金の貸付を受けようとする時	福祉系高校修学資金貸付申請書 福祉系高校の長の推薦書 住民票（当該年度の発行のもの）	第1号 — —
	貸付する決定を受けた時	誓約書 借用証書 振込口座申込（変更）申請書	第2号 第4号 第20号
	休学（復学）した時	休学（復学）届	第9号
	退学した時	返還明細書 退学届	第6号 第9号
	停学の処分を受けた時	停学処分届	第10号
	退学の処分を受けた時	返還明細書 退学処分届	第6号 第10号
	貸付を受けることを辞退する時	福祉系高校修学資金等辞退届	第11号
	貸付契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金等返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	死亡（失そう）した時	死亡（失そう）届 （先に担当まで御連絡ください）	第18号
卒業後・就業後（修学資金等の貸付が完了した者）	卒業した時	卒業届 卒業証書の写し	第13号 —
	介護福祉士の登録をした時	登録届 登録証の写し	第14号 —
	介護業務に従事し始めた時	修学資金等返還猶予申請書 業務開始届	第7号 第15号
	卒業年度の介護福祉士国家試験で不受験または不合格で、次年度以降に再受験する時	福祉系高校修学資金返還猶予申請書 受験票の写し	第7号 —
	卒業後1年以内に介護福祉士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる介護等の業務（以下「免除対象業務」）に従事しなかった時	返還明細書	第6号
	社会福祉士指定養成施設等において就学している時	福祉系高校修学資金返還猶予申請書 在学証明書	第7号 —
	引き続き3年以上免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時（※1）	福祉系高校修学資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第5号 第19号

(例) 令和7年8月15日付けで退職した場合には、令和7年9月30日までに次の介護業務に従事していることが必要です。

転職先が免除対象業務になるか分からない場合、業務を変更又は退職される場合は県社協 生活支援部生活支援課まで連絡してください。

(3) 免除について

修学資金の貸付が完了し、卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、静岡県内において福祉系高校修学資金貸付要綱に規定する「介護職員等の業務」に従事し、引き続き3年就業すれば、返還の免除を受けることができます(免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります)。

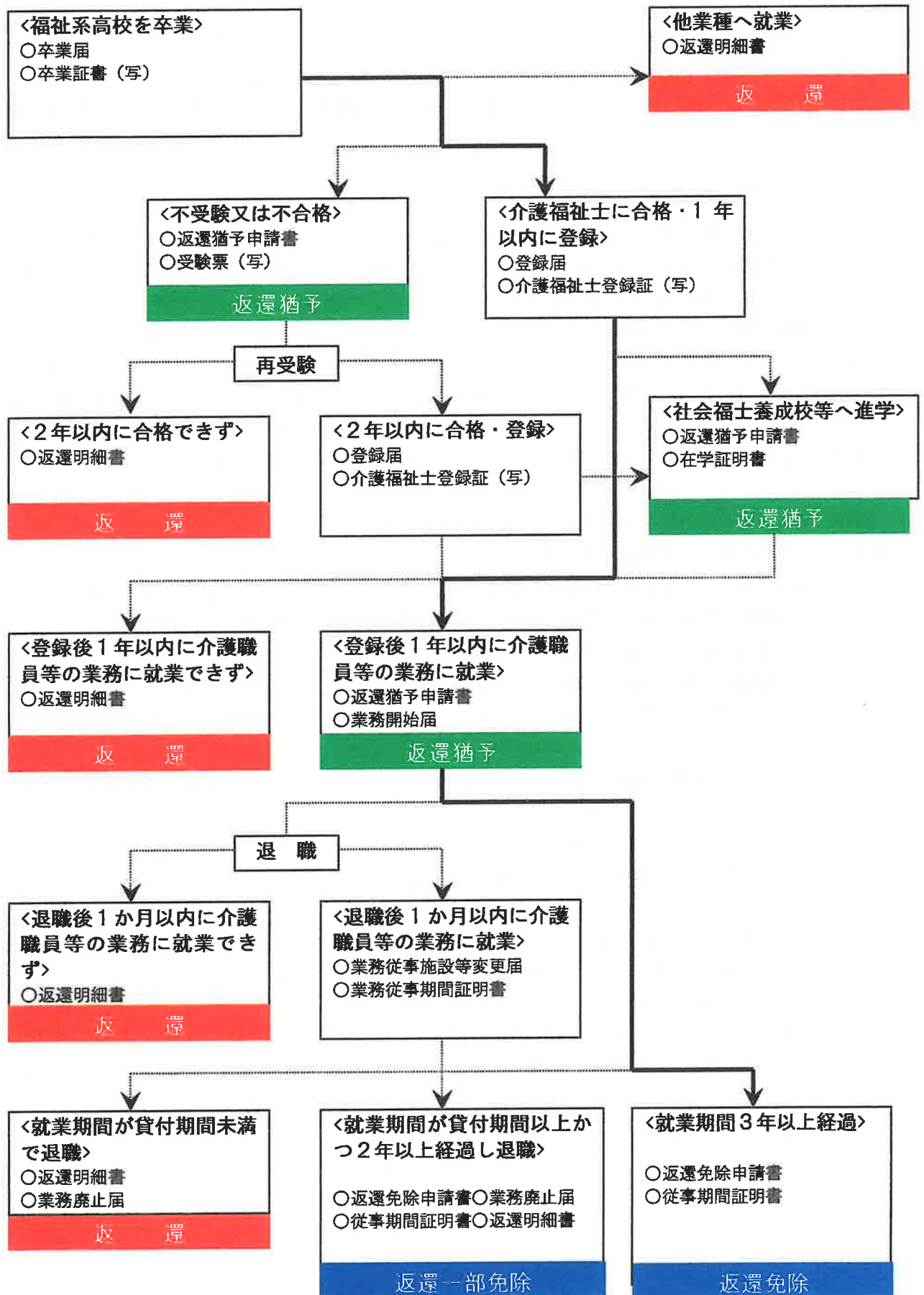
また、貸付を受けた期間以上かつ2年間以上引き続き「介護職員等の業務」に従事した者は、一部免除を受けられる場合があります。

(※詳細は貸付要綱第15条第1項第1号から第3号を参照してください。)

(4) 就業後の返還の猶予について

就業してから育児休業(産休・介護休暇)を取る場合は返還猶予の対象となる場合がありますので、必ず事前に県社協 生活支援部生活支援課まで連絡してください。なお、退職する場合には、返還の対象となる場合があるので、事前に必ず連絡してください。

〈福祉系高校修学資金貸付 フローチャート〉



※ 上記のケースに当てはまらないケースも想定されますので、不明な点は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課（TEL. 054-254-5244）まで照会ください。

2 貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第5条 本事業による貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める福祉系高校修学資金貸付申請書を期日までに県社協会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第6条 県社協会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、福祉系高校修学資金貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(借用証書及び誓約書の提出)

第7条 前条の規定により福祉系高校修学資金貸付けの決定を受けた者（以下、「借受人」という。）は、別に定める借用証書及び誓約書を県社協会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 福祉系高校修学資金の借受人は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 借受人が未成年である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担する。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第9条 県社協会長は、借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 県社協会長は、福祉系高校に在学する借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 県社協会長は、福祉系高校に在学する借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第10条 県社協会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除することができる。

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、静岡県内において、介護職員等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

旨の承認を予め修学生から得ることにより、貸付契約の変更手続きを省略することができる。移行後各様式における「福祉系高校修学資金貸付事業」を「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」と読み替える。

(福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い)

第13条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第10条、第11条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第10条、第11条、第12条（第10条の2において先述の通り読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替える。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 県社協会長は次のいずれかに該当する場合は、返還額に係る返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 当然猶予

県社協会長は、借受人が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予することができる。

(2) 返還の債務の履行の裁量猶予

県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予することができる。

ア 静岡県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 県社協会長は、借受人が次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 静岡県の区域内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

2 裁量免除の額は、静岡県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利子)

第16条 借受人は、正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

福祉系高校修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 住所 〒

氏名^{りがな}

年 月 日生

連帯保証人 住所

氏名

福祉系高校修学資金の貸付けを受けたいので、同意事項(裏面記載)に同意のうえ、関係書類を添えて申請します。

在学している 福祉系高校	名称		入学年月	年 月	
	所在地		学 年	年	
貸付けを希望 する理由					
貸付けを希望 する金額	修学準備金	3万円(1年生のみ)		円	
	介護実習費	3万円(年額)		円	
	国家試験受験対策費用	4万円(年額)		円	
	就職準備金	20万円(3年生のみ)		円	
	合 計				円
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年 齢	職業(勤務先又は学校名)	年収(税込み)
			歳		円

- (注) ①連帯保証人は成年の者で独立した生計を営む者であること、貸付申請者が未成年の場合は法定代理人であること。
 ②「在学する福祉系高校校長の推薦書」及び「世帯全員の住民票」、「世帯全員の年収証明書類」を添付すること。

様式第2号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、福祉系高校修学資金貸付要綱を守り、福祉系高校を卒業後、県内において同要綱第2条第2項に規定する介護職員等の業務に従事することを誓います。

なお、福祉系高校修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。
借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

決定番号

住 所

氏 名

私は、福祉系高校修学資金を返還する場合には、借受人と連帯して返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

本人との続柄(関係)

電話番号

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

借 用 証 書

借 用 金 額	金 円
---------	-----

(内訳)

修 学 準 備 金	金 円
介 護 実 習 費	金 円
国 家 試 験 受 験 対 策 費	金 円
就 職 準 備 金	金 円

(収入印紙貼付)

契約金額が
1万円超10万円以
下のもの 200円
50万円超100万円
以下のもの 1千円
100万円超500万円
以下のもの 2千円

割印

私は、上記のとおり福祉系高校修学資金を借用しました。この資金は、福祉系高校修学資金貸付要綱に従い返還します。借受人の住所氏名は借受人本人が自署しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。連帯保証人の住所氏名は連帯保証人が自署しました。

連帯保証人 住 所

氏 名

返還開始時

様式第6号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

返 還 明 細 書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号

貸付けを受けた福祉系高校修学資金を、次の計画に基づき返還します。

貸付けを受けた時の 福祉系高校の名称		貸付 期間	年 月から 年 月まで
返 還 総 額			
返還理由発生年月	令和 年 月	返還 理由	
返 還 期 間	令和 年 月から令和 年 月まで		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円		

様式第8号(第18条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

住 所
変 更 届
氏 名

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
福祉系高校の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり 住所
氏名 を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

様式第10号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

停学
処 分 届
退学

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名

令和 年 月 日に 停学
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学
退学 の処分をしたことを証明します。

令和 年 月 日

福祉系高校の
名称及び所在地
学校長(氏名)

様式第12号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

連帯保証人 住所
氏名 変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
貸付けを受けた時の
福祉系高校の名称
住所
氏名
電話番号

次のとおり連帯保証人の住所
氏名 に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区分	変更前	変更後
住所		
氏名		

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更後の連帯保証人 住所
氏名

(注) 新内容(住所、氏名)の確認資料を添付すること。
確認資料・・・住民票、運転免許証(写)等のいずれか

様式第14号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

登 録 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
貸付けを受けた時の
福祉系高校の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護福祉士登録簿に登録を受けたので、届け出ます。

1 登録年月日 令和 年 月 日

2 登録番号

様式第16号(第17条関係)(用紙 日本産業規格A 4縦型)

業 務 従 事 施 設 等 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号
 貸付けを受けた時の
 福祉系高校の名称
 住 所
 氏 名
 電 話 番 号

次のとおり介護職員等の業務に従事する施設等又は職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施 設 等 の 名 称		
施 設 等 の 所 在 地		
職 種		

2 変更年月日 令和 年 月 日

発生時

様式第18号(第17条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

死 亡 届
失 そ う

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり介護福祉士修学資金等の

貸付けを 受けている 者が 死 亡 したので、届け出ます。
受けた 失そう

1 貸付けを 受けている 者
受けた

決 定 番 号	
住 所	
氏 名	
貸付けを受けた時の 福祉系高校の名称	

2 死 亡 年月日 令和 年 月 日
失そう宣告

修学資金等振込口座申込(変更)申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決 定 番 号

貸付けを受けた時の

福祉系高校の名称

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり修学資金等振込口座を 申し出 ます。
変更申し出

金融機関	銀 行				本店		
	信用金庫				支店		
金融機関・ 支店コード							
口座種類 該当に○印	1 普通預金				2 当座預金		
口座番号							
ふりがな 口座名義							

※1 振込口座は本人名義に限る

※2 口座名義、口座番号の確認のため、預金通帳の写しを添付すること